

議案第 47 号

城陽市コミュニティセンター条例の一部改正について

城陽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように
定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

(2022 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

城陽市コミュニティセンター条例（平成2年城陽市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後										
<p>(事業)</p> <p>第3条 コミュニティセンターにおいて、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>老人の憩いの場、社会参加の場を確保するための事業</u></p> <p>(4) <u>婦人の文化、社会活動のための事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 市長は、<u>センターを使用しようとする者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>(2) <u>センターの使用が公の秩序又は風俗を害するおそれのあるものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>センターの使用によりセンターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</u></p>	名称	位置	略		<p>(事業)</p> <p>第3条 コミュニティセンターにおいて、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>高齢者の憩いの場及び社会参加の場を確保するための事業</u></p> <p>(4) <u>女性の文化及び社会活動のための事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">城陽市立北部コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">城陽市平川広田67番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 市長は、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、その使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>センターを使用しようとする者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したと認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>センターの使用が公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>センターの使用によりセンターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4) <u>営利を目的としてセンターを使用すると認めるとき。</u></p>	名称	位置	城陽市立北部コミュニティセンター	城陽市平川広田67番地	略	
名称	位置										
略											
名称	位置										
城陽市立北部コミュニティセンター	城陽市平川広田67番地										
略											

(4) センターの管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの使用が不適当であると認められるとき。

(使用料)

第9条 センターの使用者は、使用の許可の際に、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	使用する施設
城陽市北部コミュニティセンター	城陽市平川広田67番地他	城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和53年城陽市条例第19号)第2条に定める城陽市立北公民館及び城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例(昭和49年城陽市条例第20号)第2条に定める城陽市立北市民プー

(5) センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 城陽市公営企業庁舎会議室(市長が城陽市公営企業管理者から借り受け、又は使用の許可を受けた会議室をいう。以下同じ。)にあつては、緊急の必要により城陽市公営企業管理者が使用するとき。

(7) センターの使用が不適当であると認めるときその他市長が必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 センターの使用者は、使用の許可の際に、別表第2に定める使用料(城陽市立南部コミュニティセンターを使用する場合にあつては、城陽市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(昭和57年城陽市条例第5号)別表又は城陽市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年城陽市条例第6号)別表に定める使用料)を納入しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	使用する施設
城陽市立北部コミュニティセンター	城陽市平川広田67番地	第6条に定める城陽市立北部コミュニティセンター及び城陽市公営企業庁舎会議室

		ル
城陽市南部 コミュニティ センター	城陽市富野東 田部70番地 の1	城陽市働く婦 人の家の設置 及び管理に関 する条例（昭 和57年城陽 市条例第5号 ）第2条に定 める城陽市働 く婦人の家及 び城陽市コミ ュニティ防災 センターの設 置及び管理に 関する条例（ 昭和57年城 陽市条例第6 号）第2条に 定める城陽市 コミュニティ 防災センター
城陽市今池 コミュニティ センター	城陽市枇杷庄 知原15番地 の1	第6条に定め る城陽市立今 池コミュニテ ィセンター
城陽市東部 コミュニティ センター	城陽市寺田正 道152番地	第6条に定め る城陽市立東 部コミュニテ ィセンター
城陽市青谷 コミュニティ センター	城陽市市辺五 島7番地の1	第6条に定め る城陽市立青 谷コミュニテ ィセンター
城陽市寺田 コミュニティ センター	城陽市寺田今 堀1番地	第6条に定め る城陽市立寺 田コミュニテ ィセンター

別表第2（第9条関係）

城陽市立コミュニティセンター使用料

城陽市立南 部コミュニ ティセンタ ー	城陽市富野東 田部70番地 の1	城陽市働く女 性の家の設置 及び管理に関 する条例第2 条に定める城 陽市働く女性 の家及び城陽 市コミュニテ ィ防災センタ ーの設置及び 管理に関する 条例第2条に 定める城陽市 コミュニティ 防災センター
城陽市立今 池コミュニ ティセンタ ー	城陽市枇杷庄 知原15番地 の1	第6条に定め る城陽市立今 池コミュニテ ィセンター
城陽市立東 部コミュニ ティセンタ ー	城陽市寺田正 道152番地	第6条に定め る城陽市立東 部コミュニテ ィセンター
城陽市立青 谷コミュニ ティセンタ ー	城陽市市辺五 島7番地の1	第6条に定め る城陽市立青 谷コミュニテ ィセンター
城陽市立寺 田コミュニ ティセンタ ー	城陽市寺田今 堀1番地	第6条に定め る城陽市立寺 田コミュニテ ィセンター

別表第2（第9条関係）

城陽市立コミュニティセンター使用料

(単位：円)

センター名	区分		使用時間 1時間当 たり
	料金区分	室名	
今池	略		
	略		
東部	略		
	集会室 (1) 又は (2)	基本料金	100
		冷暖房費	100
	創作室 (1) 又は (2)	基本料金	100
		冷暖房費	100
	略		
略			
青谷	略		

(単位：円)

名称	区分		使用時間 1時間当 たり
	料金区分	室名	
城陽市立 北部コミ ユニティ センター	ホール	基本料金	650
		冷暖房費	1,700
	ステージ 兼軽運動 室	基本料金	250
		冷暖房費	700
	学習室 (1) 又は (2)	基本料金	100
		冷暖房費	150
	教養室 (洋) 又は (和)	基本料金	100
		冷暖房費	100
	軽音楽室	基本料金	100
		冷暖房費	100
	調理実習 室	基本料金	250
		冷暖房費	250
	城陽市公 営企業庁 舎会議室	基本料金	250
		冷暖房費	350
城陽市立 今池コミ ユニティ センター	略		
城陽市立 東部コミ ユニティ センター	略		
	集会室	基本料金	200
		冷暖房費	200
	創作室	基本料金	200
		冷暖房費	200
	略		
略			
城陽市立 青谷コミ ユニティ センター	略		

寺田	略	城陽市立 寺田コミ ユニティ センター	略
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条第2項に規定する城陽市立北部コミュニティセンターの使用の許可その他城陽市立北部コミュニティセンターを使用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第2(城陽市立東部コミュニティセンターに関する部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

北公民館の廃止に合わせ、北部コミュニティセンターとすることとし、各室の仕様内容を見直し、使用料の設定等、城陽市コミュニティセンタ―条例（平成2年城陽市条例第18号）について所要の改正を行いたいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び同法第244条の2第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2～3

略

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11

略

参考資料

城陽市コミュニティセンター条例の一部改正条例要綱

1 改正理由

北部地域全体の公共施設の在り方について検討を行った結果、北公民館の廃止に合わせ、同建物の1階を北部コミュニティセンターとし、各室の仕様、使用料の設定等、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 施設の設置

城陽市立北部コミュニティセンターとして新たに規定する。(第6条)

(2) 名称等

コミュニティセンターの名称を「城陽市」から「城陽市立」に統一する。(別表第1(第2条関係))

(3) 使用料

① 城陽市立北部コミュニティセンターの使用料について、城陽市立北公民館の使用料の積算方法を引き継ぎ、新たに規定する。また、新設する貸室について、使用料及び冷暖房費を規定する。(別表第2(第9条関係))

② 同建物2階の城陽市公営企業庁舎の会議室を新たに借り受け、城陽市立北部コミュニティセンターの貸室として使用料及び冷暖房費を規定する。(別表第2(第9条関係))

③ その他、各施設の運用の実情に合わせて規定を改める。(別表第2(第9条関係))

(4) 使用の制限

① 社会教育法により営利目的での利用を制限していたものをコミュニティセンター条例に明示する。(第8条第1項第4号)

② 城陽市公営企業庁舎会議室について、水道業務上の緊急対応時の制限を新たに規定する。(第8条第1項第6号)

(5) その他所要の改正

(1) から (4) までのほか、その他文言整理等所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行し、経過措置を規定する。